

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

本年4月から個人情報の保護に関する法律が全面施行され、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、依然として、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が誰でも大量に閲覧できる現状にある。

住民基本台帳制度は、昭和42年の制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する公簿として広く活用されてきたところである。

しかし、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や犯罪事件が発生するなど、市町村独自の取り組みでは補いきれない問題が生じており、現行の閲覧制度の下では、こうした事態への対応は困難であると言わざるを得ない。

よって、国会及び政府においては、住民基本台帳法に規定されている閲覧制度について、個人情報の保護に配慮した制度とするために、抜本的に見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

(提出者) 全議員